

京都市教育委員会告示第3号

京都市文化財保護条例第41条及び京都市文化財保護条例施行規則第13条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる文化財を京都市登録無形民俗文化財に登録したので、同規則第13条第6項の規定により告示します。

平成25年4月1日

京都市教育委員会

京都市登録無形民俗文化財

種 別	名 称	保存団体	保存団体の所在地
民俗芸能	真如堂の十夜鉦	真如堂十夜鉦講	京都市左京区浄土寺真如町82番地 真正極楽寺内

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)